労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

１条　（目　的）

指針（要求事項） 第１条（目的） 　この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。
実施事項 　**労働安全衛生マネジメントシステム（目的）**

１条（目的）運用事例	
社名：ＳＭ社	業種：鉄鋼業

各社安全衛生標準

・

・

・

Ⅰ．目　的

本基準は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（労働省告示第５３号）に適合した労働安全衛生マネジメントシステム（ＯＳＨＭＳ）を構築し、労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、従業員の健康の増進および快適な職場環境の形成を促進し、事業所における安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。

Ⅱ．規定内容

１．安全衛生方針の表明　（指針　第５条）

（１）所安全衛生基本方針

①事業所長は、所内における安全と健康を確保し安全衛生管理水準の向上を図るため安全衛生管理に対する理念と基本方針を定めた「事業所安全衛生基本方針」を定める。

②方針は以下の内容を含めることとする。

Ａ．社安全衛生基本方針に記載されている考え方

Ｂ．労働災害・業務上疾病の防止を図ること

Ｃ．従業員並びに労働組合の協力の下に安全衛生活動を実施すること

Ｄ．労働安全衛生関係法令および社内規則を遵守すること

Ｅ．安全衛生マネジメントシステムの適切な実施・運用

Ｆ．全従業員および外注会社に事業所方針を周知させること

③事業所方針の改訂

Ａ．事業所長が安全衛生管理の実状から判断して事業所方針の追加・変更を要すると判断する場合は速やかに方針を改訂する。

Ｂ．安全衛生担当室長は、事業所の安全衛生管理の実状および事業所内安全衛生監査の結果を踏まえ、事業所方針を改訂すべきと判断する場合、事業所長に改訂についての具申を行う。

④制定・改訂の方法

Ａ．安全衛生担当室長が事業所方針の制定・改訂の事務を所管する。

Ｂ．安全衛生担当室は、事業所安全衛生基本方針の制定・改訂後、安全衛生委員会に報告すると共に、送付状を添付し、各室工場・各関係会社・各協力会社に配布することで、事業所方針を周知させる。

Ｃ．安全衛生担当室長は事業所方針制定後速やかに安全衛生防災基準に別紙として規定する手続きを行い、文書として取り扱う。

（２）室工場長方針（注．室工場長は課長級）

①室工場長は自職場における安全と健康を確保し、安全衛生管理水準の向上を図るため安全衛生管理の基本方針を、室工場安全衛生計画に合わせ室工場長方針として定める。

②室工場長方針は、室工場安全衛生委員会、職場安全会議等で内容説明し、職場全員に周知させる。

③方針の改訂

Ａ．室工場長が安全衛生管理の実状から判断して方針の追加・変更を要すると判断する場合は、速やかに方針を改訂する。

Ｂ．改訂を行った時は、Ⅱ－１－(1)-③「事業所方針の改訂」に準じた手続きを行う。B. 改訂を行った時は、Ⅱ－１－(1)-③「事業所方針の改訂」に準じた手続きを行う。

２．危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定　（指針　第１０条）

（１）機械・設備・化学物質等の危険又は有害要因の管理（リスクアセスメント）

①室工場長は、労働災害及び健康障害に結びつく恐れのある全ての作業について、機械・設備・化学物質等の危険又は有害要因を特定し、除去・低減するためのリスクアセスメントを実施する。

②リスクアセスメント（新設設備含む）の詳細要領を、「危険有害要因除去・低減実施基準」に規定する。

（２）労働安全衛生関係法令、事業場安全衛生管理規程等に基づく実施事項の特定

①安全衛生担当室長は、労働安全衛生関係法令、事業場安全衛生管理規程等に基づき安全衛生管理に必要な事項を特定し、実施する。

３．安全衛生目標の設定（指針　第１１条）、安全衛生計画の作成（指針　第１２条）
安全衛生目標、安全衛生計画の作成等に当たる労働者の意見の反映（指針　第６条）

（１）所安全衛生防災目標及び計画（以下　所安全衛生防災計画）

①事業所長は、事業所の安全衛生防災計画を策定する。（計画策定の実務に当たっては、安全衛生担当室長が担当する。）

②安全衛生担当室長は、以下の事項を踏まえ、所として実施する事項並びに室工場で実施すべき事項を含めた事業所の安全衛生活動計画（以下、事業所安全衛生計画）案を策定する。

Ａ．事業所安全衛生基本指針

Ｂ．計画対象前年の労働災害等の発生状況および実施目標の達成状況並びに計画の実施状況

Ｃ．事業所の安全管理の実状並びに安全衛生管理向上に必要な事項

Ｄ．事業所において特定された危険有害要因およびその低減計画

Ｅ．社内安全衛生監査の結果
Ｆ．安全衛生関係法令の遵守

③事業所安全衛生計画は、所として実施する事項に関して実施目標並びに実施時期を含めたものとする。

④事業所安全衛生計画は、毎年暦年を区分として制定し、前年の１２月に制定手続きを終える。

⑤安全衛生担当室長は、事業所安全衛生防災計画案に対し、工場安全懇談会及び安全衛生専門委員会において意見を聞き、必要な修正を行い最終案とし、安全衛生委員会の承認を得て事業所安全衛生防災計画とすると共に、各室工場・各関係会社・各協力会社に配布することで、事業所安全衛生防災計画を周知させる。

（２）室工場　安全衛生防災目標及び計画（以下　室工場　安全衛生防災計画）

①室工場長は、以下の事項を踏まえ、室工場として実施する事項並びに職場で実施すべき事項を含めた室工場の安全衛生活動計画（以下、室工場安全衛生計画）を策定する。

Ａ．事業所安全衛生方針および所安全衛生活動計画
Ｂ．計画対象前年の労働災害等の発生状況および実施目標の達成状況並びに計画の実施状況
Ｃ．室工場の安全管理の実状並びに安全衛生管理向上に必要な事項
Ｄ．室工場において特定された危険有害要因およびその低減
Ｅ．事業所規定・基準の遵守
Ｆ．職場代表者（係長等）の意見

②室工場安全衛生計画中には、職場安全衛生計画を含むものとし、これは職場構成員全員の確認、並びに室工場長の承認を得て策定とする。

③室工場安全衛生計画は、室工場として実施する事項に関して実施目標並びに実施時期を含めたものとして計画表にして制定し、計画の進捗を毎月確認できるようにする。

なお、実施目標については、達成状況の管理を容易にするため、可能な範囲で定量的に表現する。

④室工場安全衛生計画は、毎年暦年を区分として制定し、前年の１２月に制定手続きを終える。

⑤室工場長は、室工場の安全衛生防災計画案に対し、各室工場の安全衛生委員会等において意見を聞き、必要な修正を行い室工場安全衛生防災計画とすると共に、室工場安全衛生委員会及び職場安全会議等で全室工場員、関係会社・協力会社代表者に周知する。

（３）安全衛生防災目標及び計画の変更

策定実施される安全衛生活動計画は、その対象とする範囲において新たな安全衛生管理上の問題が生じた場合、計画に実行が困難となるやむを得ない事態が発

生した場合、および一層の安全衛生管理強化を必要とする事態（災害の続発等）が生じた場合は、当該安全衛生活動計画策定の責任者は安全衛生活動計画の見直しを行う。安全衛生活動計画の見直しの手続きは、策定時に準じる。

４．安全衛生計画の実施及び運用等（指針　第１３条）

（１）安全衛生防災計画の進捗管理

①安全衛生担当室長は、事業所安全衛生防災計画の進捗について、事業所としての実施事項の進捗管理を毎月自ら行う、また、室工場としての実施事項については、毎月の室工場安全衛生委員会の議事録をにより実施項目の確認を行う。
計画の実施に円滑を欠く場合は、当該室工場長に必要な指導を行う。

②安全衛生担当室長は、事業所安全衛生防災計画の進捗について、安全衛生委員会・安全衛生専門委員会において報告し、意見を聞くと共に、各室工場・各関係会社・各協力会社に周知する。

③室工場長は、室工場　安全衛生防災計画の進捗について、室工場　安全衛生委員会及び職場安全会議等で確認し、意見を聞くと共に、全室工場員及び各関係会社・各協力会社代表者に周知する。

（２）設備・化学物質の取扱いに関する書面

①設備の新設・改造時において、取扱説明書の入手等、安全衛生に関わる実施事項の詳細要領を「設備安全診断実施基準」に規定する。

②室工場において新規の化学物質（酸・ｱﾙｶﾘ・油脂・塗料・溶剤・薬品類等）を使用する場合、ＭＳＤＳの入手等、安全衛生に関わる実施事項の詳細要領を、「化学物質等危険有害物質の管理運用基準」に規定する。

③関係会社・協力会社に対して設備・化学物質等を販売・貸与・譲渡する場合、設備保全室長又は各室・工場長は、設備の取扱説明書　又は　化学物質のＭＳＤＳ等安全衛生管理に必要な情報を、相手先に提供する。

（３）５Ｓ推進活動

①室工場長は、災害防止と職場環境の向上を図り、安全で快適な職場づくりを目的とした、職場の５Ｓ推進活動を実施する。

②５Ｓ推進活動の詳細要領を、「５Ｓ推進活動基準」に規定する。

５．体制の整備（指針　第７条）

（１）安全衛生管理体制

①事業所長は、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施するための、安全衛生管理体制を整備する。

②当所における安全衛生管理体制及び各級管理者の役割・責任・権限を、下表に定める。

名　　称	構成員	職　　　務
総括安全衛生管理者	事業所長	法定ならびにOSHMSの事業者として、事業所の安全衛生管理を担当し、その責を負う。 また、安全衛生方針を制定し、関係者に周知させる。
主任安全衛生管理者	総務部長	総括安全衛生管理者を補佐し、不在時の職務代行を行う。 OSHMS運用に関する総括責任者。
専門安全衛生管理者	安全衛生 担当室長	法に基づく専任安全管理者および専任衛生管理者の職務を行うか、又は安全衛生担当室員の中から専任者を指名する。 また、主任安全衛生管理者を補佐し、事業所全般の安全衛生管理について企画･調整し、実施する。 OSHMSに関する実施責任者。
部安全衛生管理者	各部長	総括安全衛生管理者および主任安全衛生管理者の指示を受け、部の安全衛生管理についての企画･調整し、実施する。
室･工場安全衛生管理者	現場部門を持つ各室･工場長	部安全衛生管理者、主任安全衛生管理者および専門安全衛生管理者の指示を受け、室･工場の安全衛生管理について企画･調整し、実施する。

（２）労働安全衛生資格

①事業所における労働安全衛生法に関する資格についての実施事項を、「資格基準」に規定する。

②安全衛生担当室長は、労働安全衛生法に関わる資格リストを整備する。

（３）労働安全衛生教育

①安全衛生担当室長及び各室工場長は、事業所における労働安全衛生に関する教育及び労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を実施する。

②上記教育についての実施要領を、「教育基準」に規定する。

（４）安全衛生委員会

①安全衛生委員会を設け、事業所全般の安全衛生管理に関する事項を調査・審議する。

②安全衛生委員会の下部機構として、安全衛生専門委員会、室工場安全衛生委員会などを設ける。

③上記委員会の詳細を、「安全衛生委員会基準」、「室工場　安全衛生委員会基準」に規定する。

６．文書（指針　第８条）

（１）安全衛生方針：上記「１．安全衛生方針の表明（指針　第５条）」参照

（２）安全衛生目標及び計画：上記「３．安全衛生目標の設定（指針　第１１条）、安全衛生計画の作成（指針　第１２条）、安全衛生目標、安全衛生計画の作成等に当たる労働者の意見の反映（指針　第６条）」参照

（３）システム各級管理者の：５．体制の整備（指針　第７条）の安全衛生管理体制に定める役割及び権限

（４）安全衛生防災管理基準（所基準）

①安全衛生担当室長は、事業所内の労働安全衛生マネジメントシステムに関わる詳細を、安全衛生防災管理基準（所基準）に規定する。

②所基準の管理要領を、「基準類管理基準」に規定する。

７．緊急事態への対応（指針　第１４条）

（１）事業所長は、風水害・地震・火災・爆発等の緊急事態が発生した場合、労働災害を防止するため非常事態対策本部を設け対処する。

（２）緊急事態の対処基準を、「緊急対策基準」に規定する。

８．日常的な点検、改善（指針　第１５条）

（１）安全衛生計画の点検、改善

①安全衛生担当室長及び室工場長は、安全衛生計画の実施状況についての点検を行い、必要に応じて改善を実施する。

②安全衛生計画の点検、改善の実施要領については、下記による。

<table>
<tr><th colspan="2">安全衛生計画</th><th>点検者</th><th>改善指導先</th><th>点検方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事業所計画</td><td>事業所
実施事項</td><td rowspan="3">安全衛生
担当室長</td><td>安全衛生
担当室員</td><td>事業所計画に定めた事項の進捗を毎月確認し計画に従った活動の推進に努める。</td></tr>
<tr><td>室工場
実施事項</td><td rowspan="2">対象室工場長</td><td rowspan="2">室工場安全衛生委員会の議事録にて確認
日常の巡視等においてその進捗を確認</td></tr>
<tr><td rowspan="3">室工場（課組織）計画</td><td></td></tr>
<tr><td>室工場
実施事項</td><td rowspan="2">室工場長</td><td>室工場
安全衛生責任者</td><td>室工場安全衛生委員会の報告にて確認
日常の巡視等においてその進捗を確認</td></tr>
<tr><td>職場
実施事項</td><td>対象職場係長</td><td>室工場安全衛生委員会の職場報告にて確認
日常の巡視等においてその進捗を確認</td></tr>
<tr><td colspan="2">所･室工場･職場の計画</td><td>中央安全衛生
委員会委員</td><td>対象室工場長</td><td>中央安全衛生委員会の巡視において確認</td></tr>
</table>

（２）労働災害等への対応（指針　第１６条）

①室工場長は、業務上の災害・疾病・重大事故が発生した場合、被災者の救済及び二次災害防止措置を講じるとともに、すみやかに関係者へ事態を通報する。

安全衛生担当室長は、それらの事態が発生した場合、すみやかに関係行政機関等に報告を行う。

室工場長は、再発・類似の災害防止のため、必要な調査・対策を実施する。

②災害・事故発生時の対応要領を、「事故・災害発生時の処置基準」に規定する。

９．システム監査（指針　第１７条）

（１）本社主催で、毎年、安全衛生マネジメントシステムに関する監査が行われる。

事業所長は、この監査の結果を受け、必要な改善などを実施し、安全衛生管理の向上に努める。

（２）安全衛生マネジメントシステム監査の実施要領については、「安全衛生監査実施

基準」に基き行う。

１０．記録（指針　第９条）

（１）安全衛生担当室長及び室工場長は、安全衛生に関し必要な事項を記録するとともに、保管する。

（２）記録管理の詳細要領を、「記録管理基準」に規定する。

１１．労働安全衛生システムの見直し（指針　第１８条）

（１）事業所長は、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性および有効性を確保するため、同マネジメントシステムの見直しを行う。

（２）上記マネジメントシステム見直しの詳細要領を、「マネジマントレビュー基準」に規定する。

【参考資料】

安全・衛生・防災・交通安全　年間活動計画（ＯＳＨＭＳ）・・・ＳＭ社１条別紙

平成○○年　安全・衛生・防災・交通安全　年間活動計画　（　OSHMS　）

項目			実施責任者	内容（および 目標）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月度重点項目			ライン長		照明設備の整備	リフト災害の防止	墜落転落災害防止	狭圧災害の防止	感電災害の防止	指差呼称推進	不安全な作業姿勢	衛生管理推進	クレ玉災害の防止	巻き込まれ災害防止	爆発火災災害防止	転倒災害の防止
会議	中央安全衛生防災委員会		巡視者	巡視着眼ポイント	作業床面通路	照明設備	リフト等運搬作業	階段足場	立入禁止注意標識	電気機器	挨拶指差呼称	作業者の位置・姿勢	保護具着装・管理	吊具クレ玉作業	安全柵保護カバー	可燃性ガス取り扱い
会議	中央安全衛生防災委員会		安衛担当室長	産業医巡視（1室工場／月）	A工場	B工場	C工場	D工場	E工場	事務所（VDT）	F工場	G工場	H工場	I工場	J工場	K工場
会議	安全衛生専門委員会		安衛担当室長	中安開催日の前日に実施 （1回／月）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
会議	工場長安全衛生防災会議		安衛担当室長	中安開催日の数日後に実施 （1回／月）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
会議	安全衛生防災責任者会議		安衛担当室長	安全衛生活動状況報告・協議 （1回／月）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
会議	工場長安全懇談会		安衛担当室長	室・工場安全衛生活動状況 （12室工場／年）											○	
会議	クレーン担当者会議		安衛担当室長	（1回／Q）		○			○			○			○	
会議	室・工場安全衛生委員会		ライン長	（1回／月）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育研修	法定	新入社員教育	安衛担当室長	（新規採用時実施）（理解度60%以上）				○	○			○			○	
教育研修	法定	主任候補者教育	安衛担当室長	職長教育 （1回／年）（理解度70%以上）			主任									
教育研修	法定	特別教育・他	安衛担当室長	安全環境室にて実施 （各1～2回／年）（理解度70%以上）				砥石取替					粉塵		振動工具	
教育研修	法定	技能講習	安衛担当室長	2月：ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ （必要に応じ随時追加）（合格率90%以上）		リフト										
教育研修	法定外	階層別教育　係長教育	安衛担当室長	2月：ｴﾙｺﾞﾉﾐｸｽ教育・4月：ﾘｽｸｱｾｽ教育 （理解度70以上）		○		○								
教育研修	法定外	階層別教育　主任教育	安衛担当室長	ﾘｽｸｱｾｽ教育・ｴﾙｺﾞﾉﾐｸｽ教育・環防教育（理解度70%以上）				○	○							
教育研修	法定外	KY教育　入社1年目	安衛担当室長	（教育対象者100%実施<21名>）（理解度60%以上）										○		
教育研修	法定外	KY教育　入社5年未満	安衛担当室長	（教育対象者100%実施<350名>）（理解度70%以上）	○	○	○									
教育研修	法定外	KY教育　入社10年未満	安衛担当室長	（教育対象者100%実施<113名>）（理解度70%以上）				○	○							
教育研修	法定外	KY教育　中堅・ﾍﾞﾃﾗﾝ	安衛担当室長	（教育対象者100%実施<392名>）（理解度70%以上）						○	○	○	○	○	○	○
教育研修	法定外	安全体感教育	安衛担当室長	（安全体感受講者<社・協>：100%）									○			
施策活動	5S活動の推進		ライン長	（ステップアップ職場率：30%以上）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施策活動	指差し呼称活動の推進		ライン長	（ステップⅠ取得職場100%）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハード対策	稼動設備の挟圧災害対策		安衛担当室長・ライン長	挟圧災害"高"リスク設備対策（対策実施：ﾚﾍﾞﾙ6以上100%）	← 現状問題点整理 →			← 安全化対策検討 →			← 安全化対策実施 →			← 安全対策評価 →		
ハード対策	リフト安全化対策		安衛担当室長・ライン長	人とリフトの分離化対策の推進（南北工場各1箇所）	← 現状問題点整理 →			← 安全化対策検討 →			← 安全化対策実施 →			← 安全対策評価 →		
ハード対策	クレ玉作業の安全化対策		安衛担当室長・ライン長	クレ玉作業の"高"リスク設備対策（ﾚﾍﾞﾙⅢ以上：50%⇒30%）	← 現状問題点整理 →			← 安全化対策検討 →			← 安全化対策実施 →			← 安全対策評価 →		
ハード対策	改善活動	安全改善審査	安衛担当室長	安全ﾊｰﾄﾞ改善・e度改善の審査（案件募集：100件／回以上）				○						○		
ハード対策	改善活動	安全改善の推進	ライン長	（安全改善案件提出：1件／係長区・室工場・回 以上）			○						○			
ハード対策	改善活動	e度（ｴﾙｺﾞﾉﾐｸｽ）改善の推進	ライン長	（e度改善案件提出：1件／月・室工場（6月～））									○			
監査	所内監査		安衛担当室長	OSHMSチェックリストによる所内監査（12室工場／年）（他室・工場安責出席によるｸﾛｽ監査）			A工場 B工場	C工場 D工場	E工場 F工場	G工場 H工場	I工場 J工場		協力会社	K工場		
監査	社内安全衛生監査		本社	本社及び各所による所間安全衛生監査（1回／年）											○	
リスクアセス	リスクアセスメント評価方法見直し		安衛担当室長	全社方針に基づくリスクアセスメントマニュアル作成	○所内評価ﾙｰﾙ決定		○ﾏﾆｭｱﾙ化									
リスクアセス	衛生リスクアセスメント評価		安衛担当室長	有害職場・作業の評価 （年内完了）	← 作業条件把握 →				← ﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄ実施 →				← ﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄ結果周知 →			
健康管理・指導等	健康づくり教育		安衛担当室長	健康づくり教室 （参加者削減目標体重達成率：80%）	← 健康づくり教室 →											
健康管理・指導等	心の健康管理教育		安衛担当室長	メンタルヘルス教育 （理解度70%以上）						○	○	○		○		
交通安全	構内許可車両管理		安衛担当室長	構内許可車両の把握及び管理方法の見直し・徹底	← 許可車両把握 →			← 管理方法の見直し →			← 管理方法周知 →			← 管理状況把握把握 →		
行事	安全	安全祈願	安衛担当室長	成田山 （2回／年）	○						○					
行事	安全	競技会	安衛担当室長	4月：フォークリフト　10月：クレーン・玉掛け				○リフト						○クレ玉		
行事	防災	代表防火管理者防災巡視	安衛担当室長	（1室・工場／月）	K工場			J工場			消防操法競			I工場		
行事	防災	防災訓練	安衛担当室長	地震非難訓練（5月） 指定消防訓練（4・11月） 消防操法競技会（8月<所内>・9月<此花区>）				○指定消防	○地震			○消防操法<所内大会>	○消防操法＜区大会＞		○指定消防	
行事	講習	講演会	安衛担当室長	6月：救急法　9月：交通安全講習　10月：危険物保安講習						○救急法			○交通安全	○危険物保安講習		

SM社1条別紙